

令和3年度史跡若松城跡二ノ丸周辺ライトアップ業務委託要求水準書

1 業務の目的

史跡若松城跡の二ノ丸芝生広場及びその周辺の夜桜をライトアップにて演出することによって、本丸周辺ライトアップとは異なる新たな魅力の向上をもって、観光振興に寄与するとともに、訪れた市民や観光客の史跡若松城跡への理解と親しみを向上させることを目的とする。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名称 | 史跡若松城跡 |
| (2) 指定区分 | 国指定史跡 |
| (3) 指定年月日 | 昭和9年12月28日 (文部省告示第312号) 平成5年10月29日追加指定 (文部省告示第133号) |
| (4) 総面積 | 68,718㎡ |
| (5) 所在の場所 | 別図の通り (会津若松市追手町1番1号内) |

3 業務条件

- (1) 主要な園路の足元照明を確保する。
- (2) 史跡内は、国指定史跡であるため、投光器等は全て仮設物とし、工事に際しては土塁や石垣等の保存に十分配慮して実施する。また、会津若松市教育委員会文化課埋蔵文化財担当職員の立会いを求めて、その史跡の保護に関する指示に従うこと。
実施にあたっては、会津若松市観光商工部観光課、建設部まちづくり整備課、会津若松市教育委員会文化課及び一般財団法人会津若松観光ビューローの管理に関する指示に従うこと。
- (3) 照明のデザインにあたっては、発注者の意見を組み入れられるよう配慮すること。
- (4) 投光器等の機材の設置にあたっては、公園内の通行や日中の景観を阻害することのないよう配慮すること。
- (5) 一般財団法人会津若松観光ビューローが管理する高圧受変電施設からの電力を使用する場合は、使用電力量について概ね20kw以内とし、事前に観光ビューローと協議すること。それ以外については、東北電力株式会社からの臨時電力又は発電機を使用すること。
- (6) 設置した機材の破損については、受託者の負担によるものとする。そのため、保険への加入など独自の対応を行うこと。
- (7) 二ノ丸芝生広場内を活用し、会津の特色を取り入れた独自性のあるライティングを実施すること。

4 ライトアップの実施期間

(1) 点灯実施期間及び時間

令和3年4月5日(月)～令和3年5月9日(日)

※開始日は、開花状況により変動する可能性があるので留意すること

日没(18時20分頃)～21時30分

※開花期間終了後は、日没より午後8時30分までとする

(2) 試験点灯

本点灯の前に会津若松市観光商工部観光課職員の立会いを求めて試験点灯を行うこと。試験点灯を行うにあたって東北電力株式会社からの臨時電力を使用する場合は、令和3年4月1日以降とすること。

(3) 撤去

点灯実施期間の終了後、2週間以内に全ての機材を撤去すること。

5 事業費

(1) 総事業費 (2,372,000円以内)

(2) 次の事項は事業費に含むものとする。

①消費税及び地方消費税

②臨時電力使用の手続に要する経費

③一般財団法人会津若松観光ビューローが管理する高圧受変電施設からの電力を使用する場合には、同社へ支払う臨時電力料金

④東北電力株式会社からの臨時電力を使用する場合には、同社へ支払う臨時電力料金、発電機を使用する場合には、その設置及び維持管理等に要する経費

⑤点灯期間中の機材の保守管理

⑥投光器等の仮設物の設置及び撤去を示す写真、図面提出に要する経費

⑦その他、破損に対応する保険など業務を実施するにあたって必要となる経費

6 業務実施報告

業務終了後、下記のことを2部とりまとめた実施報告書を提出すること。

(1) 照明器具の設置状況を示す図面 1枚

(2) ライトアップの効果を示す写真 6枚

(3) 照明器具の設置前及び設置後の状況を示す遠景写真、適宜の箇所においてそれぞれ1枚

(4) 作業中の写真適宜の箇所においてそれぞれ1枚

(5) 照明器具の撤去後の状況を示す遠景写真 適宜の箇所においてそれぞれ1枚

7 その他

会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を厳守すること。